

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌日
がとる)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇規 則
鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規
則(水産課)

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
(〃)

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する
規則(〃)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一
部を改正する規則(建築課)

規 則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

昭和六十三年十二月二十一日

鳥取県規則第六十九号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六
十一号)の一部を次のように改正する。

別表利子補給率の欄中「年一・九パーセント」を「年一・七パーセント」
に、「年一・七パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年二・一パ
ーセント」を「年二・〇五パーセント」に、「年〇・八五パーセント」を
「年〇・八パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の鳥取県漁業近代化資
金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給につ
いて知事の承諾の行われている漁業近代化資金については、なお従前の
例による。

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

昭和六十三年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の項4中「四百万円」を「六百万円」に改め、同項11を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十一号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年四・七パーセント以内」を「年五パーセント以内」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表中

美穂第二団地 第二種県営住宅

八 三六、一〇〇円

美穂第二団地 第二種県営住宅

を

一四 三六、一〇〇円

に、
明治町 第一種県営住宅

三〇一号、二〇二〇一号、二一三〇一号、二一五〇一号及び二一五〇一号の住宅		五	三二、一〇〇円
掲げる住宅以外の住宅		一五	三八、四〇〇円
を		に、	

日ノ出町団地	第一種県営住宅
--------	---------

二〇	一〇、九〇〇円	を
日ノ出町団地	第一種県営住宅	〃
〃	〃	(一)に掲げる

号、一〇一〇二号、一〇二〇一号、一〇三〇一号及び一〇三〇二号の住宅	六	三三、一〇〇円
住宅以外の住宅	二〇	三八、八〇〇円
に改める。		

附 則
この規則は、昭和六十四年一月一日から施行する。